

第百二十五回国会 衆議院 国会等の移転に関する特別委員会議録 第三号 (副換分)

平成四年十一月二十七日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 村田敬次郎君

理事 越智 伊平君 理事 谷川 和穂君

理事 二階 俊博君 理事 西田 司君

理事 山口 鶴男君 理事 渡辺 嘉蔵君

理事 島居 一雄君

佐藤謙一郎君 塩谷 立君

杉浦 正健君 谷 洋一君

中村喜四郎君 浜野 剛君

五十嵐広三君 井上 普方君

石井 智君 渋谷 修君

中村 正男君 平田 米男君

金子 満広君 米沢 隆君

出席国務大臣

国務大臣 東家 嘉幸君
(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房 藤原 和人君
長
国土庁大都市圏 内藤 勲君
整備局長

委員外の出席者

国会等の移転に
関する特別委員
会調査室長 杉本 康人君

委員の異動

十一月二十七日

辞任 補欠選任
木間 章君 石井 智君

同日 辞任 補欠選任
石井 智君 木間 章君

本日の会議に付した案件
国会等の移転に関する法律案(海部俊樹君外十七名提出、衆法第二号)

○村田委員長 これより会議を開きます。
海部俊樹君外十七名提出、国会等の移転に関する法律案を議題といたします。
本案につきましては、昨二十六日質疑を終局いたしております。

この際、本案について、国会法第五十七条の規定により、内閣の意見を聴取いたします。東家国土庁長官。
○東家国務大臣 だいたいまの国会等の移転に関する法律案については、異存ございません。

○村田委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。二階俊博君。
○二階委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党を代表いたしまして、ただいま議題になりました国会等の移転に関する法律案につきまして、賛成の意向を表明するものであります。

我が国は、明治以来近代化をなし遂げ、今や世界の経済大国と言われるほどの繁栄を築き上げてまいりました。
しかしながら、その一方で、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に集中したことにより、国土形成の面からは、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害に対する問題が深刻化するともに、地方においては、過疎化の進行、経済の停滞などによる活力の低下が問題となっており、我が国経済社会を取り巻く環境を見る

と、国際化、情報化、技術革新の進展、国民ニーズの多様化などとともに、国際社会における我が国の責任も今更以上重くなることを予想され

こうした状況の中で、我が国が、二十一世紀に向けて世界に貢献しつつ、国民が真に豊かな生活を送れる社会を実現するためには、国会等を移転することにより、東京一極集中を是正し、新しい時代にふさわしい国土構造の実現を図るとともに、あわせて我が国の経済的な豊かさに見合った、自由度の高い新しい社会を実現することが必要であります。

そうした意味からは、国会等の東京圏外への移転を目指して、その具体化のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について定めようとする本法案の趣旨は、まことに時宜に適したものと考えるものであります。

もとより、国会等が移転するだけでこうした問題が直ちに解決するものではなく、地方分権、規制緩和等の行政改革をあわせて推進することにより、初めて二十一世紀にふさわしい社会、国土を実現することが可能になると考えますが、国会等の移転がこうした諸課題解決のための大きな契機となるものと確信いたします。

最後に、この問題に対する政府の今後の一層の御努力を期待いたしまして、賛成討論を終わります。(拍手)

○村田委員長 金子満広君。
○金子(満)委員 私は、日本共産党を代表して、国会等の移転に関する法律案に対して反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、まず、本法案は、国会並びに行政、司法の三権の中枢移転を具体化するための検討を法的に政府に義務づけていることであ

ります。
言うまでもなく三権の中枢移転は、事実上首都を移転することであり、そもそも首都をどこに置くかという問題は、国民主権の根本にかかわる重大問題であります。したがって、移転問題を検討するためには、何よりも国民的な議論と合意が前提であります。しかも現在、東京都議会を初め六つの区議会が本法案の提出自体に反対する決議を行っております。このような現実を無視して本法案成立を強行することは、国民主権、民主主義の原則を踏みにじるものであります。

第二は、本法案は、東京一極集中の是正や地方分権の推進、災害対策を掲げています。
この推進は当然のことであり、しかし、これらの課題の解決は、本法案の有無にかかわらずなすべきものであります。国会や行政の中枢が東京にあることが一極集中の原因であるかのように言うことは、民間活力の導入や各種の規制緩和、臨海部副都心開発など一極集中を進めてきた自民党政の責任を免罪することになります。さらに、これらを国会等の移転と関連づけることは、結局はその解決を将来に先送りすることにもなり

ます。しかも、地方分権などが進まなくとも国会移転だけは先行できることが可能になっていることも重大であります。

第三は、国会等の移転の具体化が国費の浪費、さらには利権との結びつきという事態を招きかねないということであり、
現在、国会等の施設はまだまだ耐用年限があることは明らかであるにもかかわらず、それを捨て、少なくとも十四兆円をまかして移転することは、まさに浪費そのものであります。さらに、首相官邸や行政機関の建てかえや新築を巨額の血税を使って進行させていながら移転促進、この矛盾が国民的批判を受けることは必至であります。

以上、このような重大問題のある本法案に反対であることを再度表明して、討論を終わります。

○村田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○村田委員長 これより採決に入ります。

国会等の移転に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○村田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○村田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時八分散会